

印西市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成28年12月16(金) 午後2時00分から午後4時05分まで
- 2 開催場所 印西市役所会議棟204会議室
- 3 出席委員 梅津敏委員、外山信司委員、山口茂委員、藤江幸男委員、鈴木政信委員、森宣夫委員、長尾雄二委員、湯田信之委員、松下吾朗委員
- 4 出席職員 環境経済部長 五十嵐理、クリーン推進課長 伊藤章、主査 伊藤康之、主査 越川洋男、主査補 鈴木勝巳
- 5 傍聴者 2名
- 6 次第
 - 1.開会
 - 2.市長挨拶
 - 3.会長挨拶
 - 4.議事
 - (1)平成27年度一般廃棄物処理概要について
 - (2)災害廃棄物処理計画(素案)について
 - (3)その他
 - 5.閉会
- 7 配付資料
 - ・次第
 - ・平成27年度一般廃棄物処理概要
 - ・災害廃棄物処理計画(素案)について
 - ・災害廃棄物処理計画(素案) 修正表
 - ・排出原単位の推移
- 8 会議概要
 - (1)平成27年度印西市一般廃棄物処理概要について
 - ・印西市の概要
 - ・一般廃棄物処理概要
 - ・一般廃棄物処理経緯
 - ・ごみ処理現況
 - ・資源化事業
 - ・施設、許可業者
 - (2)災害廃棄物処理計画(素案)について
 - ・基本的事項
 - ・災害廃棄物処理に関する情報及び体制
 - ・災害廃棄物処理
 - (3)その他
 - ・排出原単位の推移について
 - ・次回審議会について
 - ・平成29年1月次回審議会を開催することとする。
- 9 審議経過

(印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により会長が議長となる。)

議長 それでは、次第に従いまして、(1)平成27年度印西市一般廃棄物処理概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元の資料「平成27年度 印西市一般廃棄物処理概要」をご覧ください。

こちらは、昨年度の廃棄物の処理概要をまとめたものでございます。

これについて、御説明させていただきます。

最初の1、2ページについては、市勢や組織についてですので、説明を割愛させていただきます。

3ページをご覧ください。廃棄物行政について、所管する本課について、まとめております。

クリーン推進班と不法投棄班、次期中間処理施設対策室の2班1室で構成しています。

事務分掌ですが、クリーン推進班につきましては、

廃棄物減量等推進審議会に関すること。

ごみの減量化及び資源化に関すること。

一般廃棄物処理業等の許可及び指導監督に関すること。

都市廃棄物空気輸送施設に関すること。

印西地区環境整備事業組合及び印西地区衛生組合に関すること。

課の庶務に関すること。

不法投棄班につきましては、

清掃事業及び美化運動の企画、調査及び調整に関すること。

廃棄物の不法投棄に関すること。

歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の推進事業に関すること。

その他ごみに関すること。

次期中間処理施設対策室につきましては

印西クリーンセンター次期中間処理施設等に関すること

となります。

続いて4ページをご覧ください。

(3)ごみ処理概要ですが、市内の家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、印西地区環境整備事業組合が運営する印西クリーンセンターにおいて、中間処理し、中間処理後の焼却灰や不燃残渣は、一部資源化するものを除き、岩戸・大廻地区にあります印西地区一般廃棄物最終処分場において、埋め立て処分を行っています。有害ごみについては、印西クリーンセンターにおいて、一時保管後、委託処理を行っています。また、資源物については、印西地区環境整備事業組合において、民間業者へ委託及び売却しています。なお、事業活動によって生じた一般廃棄物は、印西クリーンセンター及び民間業者に搬入された後、処理されています。以上について、ごみ処理の体系を示しますと(4)のとおりとなります。なお、資源物につきましては、ビン類、カン類の搬入先となる中間処理業者は、本埜小林地区にあります(株)印旛共進となり、紙類、布類、ペットボトル、プラ包装の搬入先となる中間処理業者は、松崎工業団地内にあります(株)佐久間となります。また、廃食油につきましては、市の15の公共施設において、集められたものを(株)丸正(まるしょう)という足立区の再生業者へ売り払っております。

続きまして、5ページ(5)ごみの分別基準ですが、表のとおりとなっております。

各家庭には、「資源物とごみの分け方・出し方」というB2サイズのカラー刷りのものをお配りして、周知を図っている所でございます。

なお、表の下に、処理不適正物として、印西クリーンセンターで受け入れ出来ないものについて記

載しております。こういった物についての処理について問い合わせがあった場合については、買い替えに合わせお店に引取ってもらうか、市内の処理困難物引取り業者を紹介するなどしているところ
です。

また、直接搬入につきましては、引っ越しなどで大量にごみが出た場合などは、市役所または支
所、出張所で申請手続き後、交付された許可書を持参してクリーンセンター持込みいただくような
形になります。

続きまして、6ページですが、各町内会、地区ごとのごみの排出曜日をまとめたものでございます。
先ほど、お話しした「資源物とごみの分け方・出し方」のとおりでございます。

続きまして、7ページの「し尿及び浄化槽汚泥の処理概要」につきましては、栄町にあります印西
地区衛生組合が運営する衛生センターで、処理され、その後、各残渣物につきましては、表にあり
ますとおり堆肥化や埋め立て処理がされている所でございます。

続きまして、8ページから11ページですが、一般廃棄物の処理経緯をまとめています。
内容については、記載のとおりですので説明については割愛させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。

清掃事業費の推移でございますが、本課の予算項目でございます。

1目、「清掃総務費」につきましては、ごみ減量化・再資源化推進事業、不法投棄対策に要する経
費、歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業、クリーン印西推進運動事業に係る経費でございます。

2目、「塵芥処理費」につきましては、都市廃棄物空気輸送施設維持管理に要する経費、印西地
区環境整備事業組合負担金、都市廃棄物空気輸送事業収束に要する経費でございます。

3目、「し尿処理費」につきましては、印西地区衛生組合負担金となります。

続きまして、13ページをご覧ください。

一般廃棄物排出量推移でございますが、家庭系ごみ、事業系ごみを合算しました、可燃ごみ、
不燃ごみ、粗大ごみの排出量、それと資源化量として行政回収による資源物量を記載して
おります。

総量につきましては、21年度は、合併前の数値でございます。22年度からは、合併後の数値で
ありますが上昇しております。なお、上昇原因といたしましては、東日本大震災による放射性物質の影
響で、刈草や剪定枝などが民間の堆肥施設で受入れを拒否した関係で、印西クリーンセンターへ
の運搬量が増えたことによるものおよび、企業の進出により事業系一般廃棄物の排出量が増加し
たものが大きいと推測しております。

続きまして、14ページをご覧ください。

家庭系の一般廃棄物排出量の推移でございますが、先ほどの表同様、22年度からは、合併後
の数値を記載しておりますので、そこで、急に増えたような形になっています。

表中、下段に記載の数値は、排出量を人口、さらに1年間の日数で割った、1人1日当たりの排出
量を記載しています。27年度につきましては、可燃ごみ469g、不燃ごみ18g、粗大ごみ35g、全
体で698gとなっています。

続きまして、16ページをご覧ください。

上の表「資源物収集量内訳」でございますが、先ほどの14ページの表の資源化量について、各資源別に表したものです。表中、「ビン類」から「プラスチック製容器包装」までは、各家庭から集積所へ排出された量でございますが、「廃食油」につきましては、集積所回収はしておらず、市の公共施設15か所での回収をしている量でございます。

「紙類」が若干、減少傾向にあります。この要因としては、スーパーなどの店頭回収や、古紙回収業者などが各家庭を回り、古新聞などをトイレトーパーなどと交換する回収などが、増加していることと考えられます。

また、平成27年2月より小型家電の回収を開始しております。平成27年度は年度お通じて回収した初めての年となりますが、3.47t回収しております。

その下、「資源物出荷量内訳」でございますが、回収され中間処理業者などへ運ばれた後、選別作業等が行われ不良な物などを除いて、再生業者などへ出荷されることとなりますが、その際の出荷量について記載したものです。

続きまして、17ページをご覧ください。

事業系一般廃棄物排出量の推移でございます。

平成21年度からクリーンセンターでの受入れ時の処理手数料が1キログラム当たり21円だった処理手数料が10kgあたり250円に改定されたこともあり、一時的に排出量は減少しましたが、22年度、合併後は、増加傾向にあります。

上昇原因といたしましては、先ほども説明しましたが、東日本大震災による放射性物質の影響で、刈草や剪定枝などが民間の堆肥施設で受入れを拒否した関係で、印西クリーンセンターへの運搬量が増えたことによるものおよび企業の進出により排出者が増えたことによるものと推測しております。

続きまして、18、19ページですが、し尿排出量の推移、し尿浄化槽設置状況について、まとめたものでございますが、これについては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、20ページ、「(6)ごみ処理コストの推移」でございます。

一番上、「収集運搬コスト」に係る「歳入額」につきましては、収集した古紙等資源物(カン類・紙類・布類)の売り払い代金と、ペットボトル・プラ包装・ビン類について、容器包装リサイクル協会が再商品化事業者から得る有償入札拠出金の分について合計したものです。

「歳出額」については、各集積所の収集運搬に係る委託業者への支払額や、資源物等の中間処理業者への支払額、それと市で実施しているゴミゼロ運動等での収集運搬費や、動物死骸収集運搬委託費等でございます。

表右側「コスト」につきましては、1t当たりの経費を記載しておりますが、歳入額を含めない場合が左側で、含めた場合が右側で記載しております。

2段目の表「印西クリーンセンター維持管理コスト」でございますが、「歳入額」でございますが、クリーンセンターで事業系ごみについては、入り口で台貫機により、10kgあたり260円の処分手数料と

徴収しておりますので、その額と、有価物売り払い代金として、クリーンセンターにおいて、家電等については、分解して金属類をピックアップしておりますので、その売り払い代金でございます。

「歳出額」につきましては、クリーンセンターの運転管理費や施設維持費などがございます。

3段目の表「し尿処理コスト推移」については、し尿の関係ですので、本日は説明を割愛させていただきます。

続きまして、21 ページ「4. ごみ処理の現況」、「(1)家庭系月別排出量推移」ですが、やはり、例年5月が、引っ越しごみの影響などもあるかと思いますが、一番多い状況です。

その下、「(2)可燃ごみ組成分析」ですが、印西クリーンセンターに搬入される可燃ごみのごみ質分析をしております。ご覧のとおり、全体的に紙類の割合が多く、次にプラスチック・ゴム類、厨芥類、いわゆる生ごみの順になっております。

続きまして、22ページ、「5. 資源化事業(1)有価物集団回収事業」ですが、市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成元年度から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進しています。この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め生活環境の保全と向上を目的に、子ども会・高齢者クラブ・PTA等の団体が、有価物回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものです。

対象としている有価物については、新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボール・布類・ビン類・アルミや鉄とペットボトルとなります。

奨励金については、回収していただいた団体には、1kgにつき6円、また、それを回収する業者には1kgにつき2円を交付しているところでございます。

以下、表につきましては、18年度からの登録団体数及び各種類ごとの回収量、支払った奨励金について、まとめさせていただいています。

続きまして、23ページ「(2)生ごみ減量化事業」でございますが、市では、平成3年4月に「生ごみ堆肥化処理容器購入設置補助金交付要綱」を施行し、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し自家処理する場合に、容器を購入した家庭に対し補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を図っています。

補助金の額ですが、購入額の3分の2の額としております。ただし、限度額を設けており、生ごみ処理容器につきましては、1容器につき3,000円まで、生ごみ減量化機器については、1基につき40,000円までとしております。

また、容器については1世帯2容器まで、但し、50ℓ以下の容器については4容器まで、としており、生ごみ減量化機器については1世帯1基までとしております。

以下、表につきましては、平成5年度からの交付状況について、まとめさせていただいております。ちなみに、平成3年度からの交付世帯の合計ですが、2858世帯となっております。この交付世帯数を平成27年度の印西市の総世帯数36,504で割ると、約8%となります。

続きまして、24ページ「6. 施設・許可業者(1)ごみ処理施設」ですが、一般廃棄物の中間処理については、一部事務組合である印西地区環境整備事業組合が事務分担し、印西市・白井市及び栄町の一般廃棄物を「印西クリーンセンター」において、焼却・破砕処理しています。

施設概要、処理体系については、以下のとおりでございます。

続きまして、25ページ「(2)都市廃棄物空気輸送事業」でございますが、平成27年度中に特筆すべき事項がなかったことから割愛させていただきます。

続きまして、26ページ、「(3)ごみ収集運搬許可業者」でございますが、廃棄物処理法第7条により、一般廃棄物の収集運搬につきましては、市町村の許可が必要となりますので、本市において許可している業者の一覧でございます。

続きまして、27ページ「し尿処理施設」ですが、栄町にございます「印西地区衛生組合」の概要とし尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者の一覧でございます。

続きまして、28ページ、その他といたしまして、「(1)クリーン印西推進運動」でございますが、毎月第1月曜日をクリーン印西推進デーとし、「みんなでつくろう 美しい ふるさと いんざい」をテーマに、市・市民・事業所が一体となり、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とするクリーン印西推進運動を市内一斉に実施します。

町内会など参加団体、参加人数、排出量につきましては、表のとおりでございます。

「(2)ゴミゼロ運動」につきましては、関東甲信越静1都10県で、毎年、5月30日前後を中心に、統一美化キャンペーンとして、空き缶等のごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を図っています。また、平成22年度からは、市独自に「秋の統一美化キャンペーン」を実施しています。

「(3)不法投棄防止事業」につきましては、市内において場所や時間帯を問わずゲリラ的に発生する不法投棄行為に対し、パトロールの実施のほか、不法投棄監視員を配置して未然防止に努めるとともに、不法投棄物の早期発見・早期対応により快適な生活環境を保全し、「不法投棄しにくい」環境づくりを目指しています。

続きまして、29ページ、「(4)動物死骸収集」につきましては、路上等に放置された動物の死骸の収集状況を記載しています。

「(5)歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業」につきましては、市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となり、きれいなまちづくりを推進するために取り組み、清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し、平成20年1月15日「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」施行し、事業を実施しています。

なお、平成20年4月1日からは、千葉NT中央駅付近を重点区域と定め、過料徴収を開始しています。

以上で「平成27年度印西市一般廃棄物処理概要」でございます。

議長 ありがとうございます。膨大な概要を短時間で説明ということでなかなか理解しづらいところもあったかと思いますが、ポイントとしては一人あたりの排出量は少しではあるけども減ってきているということによろしいでしょうか。

事務局 はい。そのとおりです。

議長 それではご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員 29ページの歩行喫煙についてですが、現在の喫煙所は野天ですが、たばこを吸わない人は徹底

して煙をつくのを嫌うので屋根をつけるとかもっと分離する予定はありませんか。

事務局 委員のおっしゃる通り完全に分離していないと受動喫煙は発生してしまうと考えられますが、現状といたしましては、完全に密閉した喫煙所の設置は厳しいのが現状です。委員のご意見を参考に今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

委員 21ページの可燃ごみの組成分析についてですが、26年度と比べて随分組成が変わっているがどのような要因によるものですか。

事務局 昨年度と今年度でどうしてこれだけの差が出たかについては組合に確認して改めて報告させていただきます。

議長 組成分析の結果はどのように活用しているのですか。

事務局 組成分析結果をもとに啓発の施策展開に役立てております。

議長 P28ページの不法投棄防止事業に関連するのですが、私は先日、武西で行われた里山クリーン大作戦に参加しました。そのような活動は関連しますか。

事務局 次年度からいわゆる通常の不法投棄された件数とそれとは別枠で大規模に投棄され協働撤去した件数がわかりやすいように表記したいと思います。

議長 それでは、(2)印西市災害廃棄物処理計画素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは印西市災害廃棄物処理計画素案について説明させていただきます。

本素案につきましては、平成19年度に策定した震災廃棄物処理計画について国の対策指針が出たことや印西市の地域防災計画が改定されたことなどを受けまして水害を含めてあらためて災害廃棄物処理計画として今回策定したいというものです。

構成内容ですが3章からの構成になっておりまして、第1章では、基本的な事項として想定する災害廃棄物の種類、処理方針、業務内容などを定めております。第2章では、災害廃棄物の処理を実施するにあたり、組織体制や他団体との協力体制などを定めております。第3章では実際に災害にが発生した場合に想定される廃棄物の量処理スケジュール、処理フロー、仮置場について被災家屋の解体撤去、し尿処理対策などより詳細な処理内容、対応方策などを記載しております。

2ページをご覧ください。計画の位置づけですが、国の災害廃棄物対策指針をに基づき印西市災害廃棄物処理計画を今回策定いたします。それについては印西市の地域防災計画に基づき作成いたします。

3ページをご覧ください。想定する災害ですが、地震は、印西市直下の地震でマグニチュード7.3、震度6弱から6強。建物の全・半壊棟数が市全体で10,166棟42.3%、避難人口は市全体で39,205人を想定しています。

水害につきましては利根川及び印旛沼の氾濫ということで3日間総雨量318ミリ、浸水面積39.0km²、浸水建物の棟数7146棟、避難人口16,793人ということで地域防災計画に基づき想定しております。

4ページをご覧ください。対象とする災害廃棄物の種類でございますが、木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物といった災害は廃棄物といわれる廃棄物のほか、生活ごみ、し尿を含めて作成しております。

5ページをご覧ください。災害廃棄物処理の基本方針ですが、できるだけ迅速に処理を進める必要があり、仮置場の運営においては飛散、流出や火災防止策棟の必要な措置を取る。環境への配慮ということで生活環境への影響がないように進める。市民に混乱を招かないよう広報する。住民・自治会等とボランティア支援や協働体制を構築するとともに、必要に応じて、県、国等への支

援を要請する。という基本方針でございます。

6 ページをご覧ください。災害廃棄物の処理主体ですが、本市並びに印西地区環境整備事業組合及び印西地区衛生組合が主体となって処理を行うことを基本とします。また災害規模、災害廃棄物の量や種類により、民間事業者や他の地方公共団体への協力を要請したり、県等への事務委託を行うものでございます。

7 ページをご覧ください。災害廃棄物等処理に係る業務内容ですが、平常時には情報収集につとめたり、災害廃棄物処理計画の定期的な見直しを行ったり、援助協力体制の確立、資機材の確認、確保、有害物資の処理ルートを検討確立、仮置場候補地の選定などなどを行うということでございます。

8 ページをご覧ください。応急対応時、発災直後から7日間は組織体制の確立、被災状況の把握、被災状況に応じた緊急措置の実施、被災地域以外の一般廃棄物について広報の実施、災害廃棄物処理実行計画の策定、処理体制の応急復旧、収集体制の応急復旧、広域的な処理体制の確立、仮置場の確保及び運営管理、計画的な収集・処理体制の確立、倒壊建物の解体・撤去を行います。

その後、復旧・復興時、発災後から3年程度につきましては、計画的な収集・運搬の継続、仮置場の運営、仮置場の閉鎖及び原状復帰、仮設トイレの撤去、国庫補助金申請を行います。

議長 第1章は基本事項でありとても重要なものです。それでは第1章について意見があればお願いします。

委員 後で説明があるかもしれませんが、表1-4の中で優先順位、たとえば避難誘導炉を確保するためにその道を早めに撤去するとかありますか。

事務局 次の章10ページになりますが、組織体制命令系統ということで、市では表のとおり各担当に分かれてあたることとなります。各担当において優先順位の検討をし、とりかかることとなります。

議長 3ページの想定する災害についてはどのようにシミュレーションされこの日被害想定になったのでしょうか。

事務局 この想定については地域防災計画策定時にアセスメント調査を実施し想定したものです。

委員 7ページにある本計画の定期的な見直しという表記について、何年に一度戸か明示したほうがいいと思うので意見させていただきます。

議長 それでは第2章について説明をお願いします。

事務局 10ページをご覧ください。第2章災害廃棄物処理に関する情報及び体制ということでございますが、こちらも地域防災計画に基づく災害対策本部の組織系統でございます。災害廃棄物につきましては、環境経済部の環境衛生班としてクリーン推進課および環境保全課が担当することとなります。住宅の解体撤去につきましては都市建設部の住宅班が担当します。11ページにつきましては環境衛生班を中心とした連携・協力体制の組織図となります。12ページ各担当ごとの業務内容となります。

12ページをご覧ください。担当ごとの業務内容ですが、総務担当として災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理などを行います。

ごみ処理対策担当はごみ発生量の推計などをおこないます。生活ごみ収集運搬、処理担当は、実際の収集運搬、クリーンセンターでの焼却などの処理を環境整備事業組合と連携して行います。

トイレ対策担当は、し尿処理実施計画の策定などを行います。し尿処理担当は衛生組合が担いし尿、浄化槽汚泥の処理を行います。災害廃棄物処理対策担当は災害廃棄物の発生量の推計や、仮置場などを担当します。建物解体対策担当は住宅班があたり、解体撤去の実施などを行います。

す。

13ページをご覧ください。情報収集・連絡でございますが、情報収集として災害対策本部棟から収集する項目について表にまとめてあります。避難所と避難者数の把握、建物の被害状況の把握、上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握、住宅解体状況の把握。こういったものでございます。

14ページをご覧ください。関係する組合から収集する情報についてまとめております。その他国・県に提供する情報をまとめてあります。定期的に報告するものもでございます。

15ページをご覧ください。近隣市町村の情報収集ですが、オープンスペース、仮置場候補地の情報、処理施設の被害状況、資機材の情報など情報共有に務めます。

16ページからは協力・支援体制についてまとめさせていただいております。1つ目は自衛隊・消防・警察との連携2つ目は県・他市町等への支援ということで現在締結している協定を掲載しております。3つ目は災害時における千葉県と関連団体との協定を掲載しております。4つ目は民間事業者との連携ということで現在締結している協定を掲載しております。

19ページをご覧ください。発災後の混乱の中、復旧作業を行うためにはボランティアの協力が必要ということでその活用について掲載させていただいております。

20ページをご覧ください。職員との教育ということで、平常時においても継続的に実施するとともに情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

21ページをご覧ください。地域防災計画や国の災害廃棄物対策指針など参考にしながら策定見直しを表でまとめたものです。

議長 それでは第2章について意見などがあればお願いします。

議長 17ページの及び18ページの協定及び連携ですが、印西市の建設業組合との関連性は必要ないのかということと同時にアクティオさんと協定を結んでいるが、提供受けた機材のオペレーターについては確認していますか。

事務局 協定内容については今回は素案ということで具体的に詰めなくてはいけない点が浮き彫りになってきました。今後教育訓練の一環として協定内容について相手方と協議していざという時にすぐ行動を起こせるようにしたいと思います。

議長 それでは第3章をお願いします。

事務局 それでは20ページをご覧ください。一般廃棄物処理施設の現況ですが、本市のごみについては環境整備事業組合印西クリーンセンターで処理されており、し尿等については衛生組合衛生センターで処理されており、その施設の概要を掲載しております。

23ページをご覧ください。各施設への対策などですが、はっさい時には緊急点検を実施し、被災した場合、各対応マニュアルに基づきすみやかに復旧にとりかかり、処理体制の確保を図ります。詳細については各組合でまとめるものとなります。

24ページをご覧ください。災害廃棄物の発生量・要処理量を推計したもので、震災の場合、全壊456,651t、半壊144,049t、火災焼失234t、水害の場合14,292tと推定しております。組成割合はコンクリートがらが多いものと想定しております。

26ページよりスケジュールですが復旧復興に向け、3年以内に処理業務を完了することを基本としております。ただし大きく広範囲にわたる代位規模災害の場合は、3年で処理を終えることは困難と予想されます。

27ページをご覧ください。処理フローですが、できるだけ分別を行い再資源化できるものは再資源化するように考えた処理フローとなっております。

28ページをご覧ください。収集運搬計画でございますが、被災現場からの搬出の流れを示しております。被災現場から緊急仮置場へ、一時仮置場、二次仮置場、資源化業者・最終処分業者等へということまでまとめています。

29ページをご覧ください。仮置場については差し替えの資料をご覧ください。災害廃棄物等の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置します。設置にあたっては被災住民による被災家屋からの災害廃棄物の搬出は、避難解除、警報解除等により、いっせいに始まることが想定されるため、災害発生時には被災状況を直ちに把握したうえで、関係機関と調整し、仮置場の剪定を速やかに行うということでございます。

仮置場は3つに区分しており、緊急仮置場は、平常時の収集ができない場合やごみ集積所の利用が困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置するものです。一時仮置場は、本市委託業者や家屋解体業者等が搬入し2次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持ちます。2次仮置場は、一次仮置場での処理が不十分である場合や能力が不足している場合に必要に応じて設置します。近隣市町村との広域での設置も検討します。

仮置場面積については必要面積を国の指針の算定式により推計いたしますのでその指揮を記載しております。その算出式に基づいて計算した必要面積を27ページにまとめております。震災時は167,190㎡、水害時は91,469㎡となっております。

仮置場レイアウトについては、緊急仮置場、一次仮置場、二次仮置場及び仮設焼却炉等のレイアウト例を記載しております。次のページ仮置場候補地については、平常時に検討しておくべき事項、発災後に検討すべき事項を整理しております。平常時はおもに仮置場候補地リストを作成します。発災後は候補地リストをもとに仮置場選定地を確定させます。供用完了時は、現状復旧した後、確認・了承を得た上で返還します。

次のページ、仮置場までの経路ですが、被災現場、緊急仮置場から仮置場までは主として国、県及び市道の主要幹線を利用するものとします。

仮置場の運営・管理ですが、搬入ルール、運営ルール、環境対策、モニタリングについてまとめております。また、隣のページには環境対策、モニタリングにおける留意点をまとめてあります。

38ページは最終処分場の概要について記載しております。

39ページをご覧ください。被災家屋の解体・撤去は住宅班が行いますが、その手順などについてまとめております。そのフロー図を40ページ41ページに記載しております。42ページには処理に関する留意点、石綿含有建材が含まれる家屋の確認の留意点をまとめてあります。

43ページをご覧ください。有害廃棄物・適正処理困難な廃棄物の対策ですが、平常時においてクリーンセンターで収集処理を行わない廃棄物とし、平常時の対策、発災後の対策有害廃棄物の取り扱いについてまとめてあります。

47ページをご覧ください。適正処理困難物処理対策として廃家電品、自動車等についてまとめてあります。

49ページでは、思い出の品等の取り扱いについてまとめてあります。

50ページをご覧ください。避難所ごみ・生活ごみについてまとめてあります。避難所ごみの収集量については発災1日後1日あたり17.5t、発災1週間後1日あたり21.9t、発災1カ月後1日あたり8.7tを想定しております。

52ページをご覧ください。し尿処理についてまとめてあります。し尿処理量については発災1日後1日あたり100.9KL、発災1週間後1日あたり101.3KL、発災1カ月後1日あたり56.2KLを想定しております。

54 ページをご覧ください。仮設トイレの設置についてまとめてあります。仮設トイレに関する情報は総務担当と共有いたします。

仮設トイレの必要基数及び備蓄基数ですが、必要基数の推計が758基備蓄基数が380基となっております。

56 ページをご覧ください。住民への広報啓発ということでまとめてあります。広報手段は表 3-22 に、広報内容は表3-23に、まとめてあります。また、57ページでは相談窓口について記載しております。

58 ページには県への事務委託について記載しております。

59 ページをご覧ください。災害時、被災状況をふまえた災害廃棄物処理実行計画を策定し災害廃棄物処理を実行します。そのフローについては60ページに記載しております。

以上です。

議長 それでは第3章について意見などがあればお願いします。

委員 平常時の対策ということで防災と関連してくると思いますが、地域の特徴に合わせたインフラなどの確認・強化、火災予防対策など対策をしないといけないと思うがどういうことをするというのは固まっているのか？

事務局 地域防災計画では災害予防計画として平常時おける内容について網羅されております。

委員 42ページ石綿含有建材が含まれる家屋の確認について、把握はしているのか？

事務局 現状では把握できておりません。関係機関等と把握の手法等調査研究していくことになるかと思えます。

議長 少なくともクリーン推進課の日常業務ではないですね。

事務局 おっしゃる通り、通常業務の中ではそういったものを把握するということは含まれておりません。ただ、公共施設については把握しております。

委員 仮置場について地震においては17ha必要とされているが、今の見通として可能なのか。

議長 リスト化の状況も合わせて教えてください。

事務局 公表できる状況ではありませんが、公有地でいえば野球場や普通財産とされている市有地などがあるかと思いますが、こういった土地は地域防災計画上では仮設住宅用地などの他の用地の需要と重複することからいろいろなことを想定しながら考えなければならいのかなと。来年度のリスト化に向け洗い出しを始めているところです。

議長 仮置場については東日本大震災の時に経験されていますのでその経験を踏んでご検討いただきたいと思えます。

委員 常総市やほかの災害時の廃棄物処理の状況を聞き込みや調査をしているのでしょうか。

事務局 親類が常総市に住んでいて体験している職員がいるほか、常総市の災害廃棄物処理実行計画が公表されておりますので確認したり、その時の状況を常総市の職員が説明する研修会があり、本市職員も参加しておりますのでその辺の情報はつかんでおります。

議長 それでは、(3)その他ということでごみ減量計画の排出原単位に目標値に対する検証について、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の会議でごみ減量計画第1期実施計画について報告させていただいた際に、目標値と実績値について検証状況と各年度の数値はどうかというお話がございましたので検証状況についてはQ&A方式で、各年度の数値は表にまとめさせていただきました。

議長 はい。ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了といたします。

印西市廃棄物減量等推進審議会の会議録は、事実と相違ないので当審議会は、これを承認する。

平成 29 年 1 月 30 日

印西市廃棄物減量等推進審議会

委員

委員